

隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第66号)
第23条の規定に基づき、防衛研究所の身分証明書に関する達を次のように定める。

平成24年12月14日

防衛研究所長 高見澤 將林

防衛研究所の身分証明書に関する達

改正 平成28年 7月22日防衛研究所達第 5号

令和 2年12月21日防衛研究所達第15号

令和 5年10月25日防衛研究所達第 7号

(趣旨)

第1条 この達は、防衛研究所における身分証明書に関し、必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書の携行及び使用の心得)

第2条 隊員は、職務に従事するときは、身分証明書を携行し、隊員としての身分を明らかにする必要がある場合は、これを提示しなければならない。

2 隊員は、身分証明書を不正に使用し、又は他人に譲渡、貸与若しくは改変してはならない。

(交付者)

第3条 防衛研究所に勤務する自衛官以外の隊員(以下「事務官等」という。)の身分証明書の交付は、企画部総務課長(以下「交付者」という。)が行うものとする。

(交付の時期)

第4条 交付者は、次の各号のいずれかに該当するときは、身分証明書を発行するものとする。

(1) 採用、転任等により新たに職員となったとき

(2) 隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第66号。以下「訓令」という。）第3条第28号の規定による個人番号カードを取得又は更新したとき

2 交付者は、訓令第23条第7項に該当する場合は、臨時身分証明書を発行するものとする。

（様式及び規格）

第5条 訓令第3条第30号の規定によるマスキングカードの様式はマイナンバーカードを活用した身分証明書について（防人計11851号。令和5年6月1日。以下「マイナンバー身分証明書通知」という。）の別紙第1のとおりとする。

2 訓令第23条第7項の規定による臨時の身分証明書の様式は、マイナンバー身分証明書通知の別紙第2のとおりとする。

（交付手続）

第6条 交付者は身分証明書を交付する場合には、身分証明書管理台帳（別紙様式第1）に所要事項を記載するものとする。

2 事務官等は、身分証明書の交付に際して、個人番号カードを交付者に提供するものとし、提供を受けた交付者は、訓令第23条第4項に基づき交付を行う。

3 防衛研究所以外で交付された身分証明書（有効期限内のものに限る。）を有する者が転入した場合、当該事務官等は個人番号カードを交付者に提供するものとし、提供を受けた交付者は、訓令第23条第2項に基づき交付を行う。

（再交付）

第7条 事務官等は、次の各号の一に該当する場合には、再交付申請書（別紙様式第2）に身分証明書を添えて（亡失の場合を除く。）、交付者に再交付の申請をしなければならない。

(1) き損又は著しく汚損し使用に耐えないとき。

(2) 個人番号カード又は表面記載事項に変更が生じたとき。

(3) 亡失したとき。

(4) 有効期限が到来するとき。

(5) その他交付者が必要と認めたとき。

2 交付者は、前項の規定により身分証明書を再交付するときは、前条の規定を準用するものとする。

(亡失の報告)

第8条 隊員は、身分証明書を亡失した場合は、速やかに身分証明書亡失報告書（別紙様式第3）を交付者に提出しなければならない。

2 交付者は、前項の規定により身分証明書亡失報告書の提出があったときは、所要の調査を行い、防衛研究所長に報告するものとする。また、亡失した身分証明書が防衛研究所以外で発行された身分証明書である場合は、速やかに発行機関に通知するものとする。

(返納)

第9条 事務官等は、退職又は新たな身分証明書の交付を受けた場合は、マスキングカード及びカードケース又は臨時の身分証明書（以下「マスキングカード等」という。）を交付者に返納しなければならない。また、事務官等は、身分証明機能が付与された個人番号カードを直ちに交付者へ提供し、提供を受けた交付者は、身分証明機能の失効に必要な措置をした後、直ちに個人番号カードを当該職員に返還するものとする。

2 前条第1項の規定により身分証明書亡失報告書を提出した事務官等は、亡失した身分証明書を発見した場合には、速やかにマスキングカード及びカードケースを交付者に返納しなければならない。

(返納後の処置)

第10条 交付者は、前条の規定によりマスキングカード等の返納を受けたときは、身分証明書管理台帳に所要事項を記載し、当該マスキングカード等を破棄するものとする。

2 交付者は、防衛研究所以外で発行されたマスキングカード等の返納を受けたときは、身分証明書管理台帳に所要事項を記載し、速やかに発行機関に返納するものとする。

(記録)

第11条 交付者は、身分証明書の交付等についてその状況を明らかにするため、身分証明書管理台帳に所要事項をその都度記載し、記録整理するものとする。

附 則

- 1 この達は、平成24年12月14日から施行する。
- 2 この達の施行に際し、現に使用している旧様式の身分証明書及び身分証明書交付簿は、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成28年防衛研究所達第5号)

この達は、平成28年8月8日から施行する。

附 則 (令和2年防衛研究所達第15号)

この達は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この達は、令和5年10月25日から施行し、同年6月1日から適用する。
- 2 この達による改正前の規定により発行された身分証明書（以下「旧身分証明書」という。）は、当該旧身分証明書の有効期限が到来する日又はこの達による改正後の規定により発行された身分証明書（以下「新身分証明書」という。）が発行された日のいずれか早い日までの間、なお、その効力を有する。ただし、新身分証明書の発行が可能となる日前に旧身分証明書の有効期限が到来する場合には、なお、従前の例により旧身分証明書を新規に交付又は書替え交付を行うことができる。
- 3 旧身分証明書の返納要領については、なお、従前の例による。

別紙様式第1（第6条関係）

身分証明書管理台帳

番号	所属	官職	氏名	生年月日	交付 年月日	署名欄	有効 期限	無効 年月日・事由	備考

備考：1 用紙の大きさは日本産業企画A列4番とする。

2 備考欄には整理上必要な事項（転出等）を記入するものとする。

別紙様式第2（第7条関係）

令和 年 月 日

企画部総務課長 殿

所 属
官 職
氏 名

身分証明書再交付申請書

私は、下記の理由により身分証明書の再交付を申請いたします。

記

（理由）

- 備考：1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
2 再交付を要する理由は詳細に記載する。
3 氏名欄は、自署又は記名とする。

別紙様式第3（第8条関係）

令和 年 月 日

企画部総務課長 殿

所 属
官 職
氏 名

身分証明書亡失報告書

私は、下記のとおり身分証明書を亡失したので報告いたします。

記

- 1 亡失日時
- 2 亡失場所
- 3 亡失状況
- 4 亡失後の措置

備考：1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
2 各項目の内容は詳細に記載する。
3 氏名欄は、自署又は記名とする。